

特集の趣旨説明に代えて

小畑 郁

日本の法学は、その基礎となる国際法秩序（あるいは世界秩序）の構想において、第2次世界大戦後、長く安定的な時期を過ごしてきた。植民地解放と民主主義にコミットする国際法学（以下、民主主義国際法学という）の潮流¹⁾も、すべての国家の自律性とその人格の相互承認という原理に基づき、諸国家の利害の均衡と調整を図る（権利主体としての人を国家に置き換えた形の）私法的な秩序構想を描いていた。ここまでは、古典的（あるいは近代）国際法と同じであり、そうであるがゆえに、「近代をやり直す」というシナリオに一般的に同調する国内法学とも、シンクロしてきた。

しかし、民主主義国際法学は、古典的国際法と重要な点で異なっていた。つまり、国家の人格の基礎をもっぱらその実力に求めることを批判し、戦争の違法化と民族自決原則の重要性を強調したのである。国際連合（国連）の集団的安全保障は、実力において劣る国家（民族）の主体性を回復・維持するための装置として想定されていた。このような、いわば最小限の公法的介入なしには、個別の大国による支配・従属は避けられないからである。しかし当の国連システムはそれ自体、一致した大国による支配のための極めて効率的な装置となりうるものであった。したがって、このような潮流においては、国連の集団的安全保障は観念として重要であるが、それが実際には「宙づり」にされている、という状況が前提であった。

このように、民主主義国際法学は、きわめて微妙なバランスの上に成り立っていたのであり、冷戦がそれを保障していた。したがって、冷戦の崩壊がこれに与えた影響は深刻であった。端的に言えば、国連の集団的安全保障装置が、国家の自律性の維持という機能を超えて、多様にまた大規模に展開あるいは暴走する一方で²⁾、それに代わる装置を全く見いだせていないからである³⁾。

冷戦後、国際関係法学は、急速に展開する法現象を、もっぱら後追的に解説してきたが、それは、このように有力な世界秩序構想を失ったことの反映にはかならない。（あるべき）全体像を失えば、展開している個別法現象の意義を確定できない。こうした問題は、国内法学においても深刻である。グローバル化の急速な進行のなかで、あるべき日本法を構想することは、世界秩序の認識ないし構想なしには不可能になりつつあるからである。

では、新しい世界秩序構想はどのように獲得されうるであろうか。さしあたり、一方で、これまでに主張されてきた構想がどのような経緯で生まれ、展開し、具体的な制度のなかにどのように現れているかを検討し、他方で、具体的制度が、どのような秩序構想を紡ぎ出しているのか、という観点から検討することが重要であろう。ここでは、各秩序構想間のもっぱら排他的な関係は想定されるべきではない。新たな構想は、むしろ、これまでの構想の批判的、文脈依存的あるいは複合的な

摂取から生み出されるであろうからである⁴⁾。

こうした諸構想の展開と意義についての詳しい検討は、本特集の各論文に委ね、以下では、本特集の企画者である筆者なりの見取り図を試みに提示しておきたい⁵⁾。

古典的国際法秩序は、実力を背景に並立する国家のみが法主体とされ、その間の中立原理⁶⁾に基づく原子論的關係が前提となっていた。この秩序は、当時の覇権国家イギリスの世界政策を基盤とするもので、海や未だ囲い込まれていない植民地といった広かつ自由な空間によって支えられていた。

しかし、この秩序は、自由な空間の喪失、すなわち帝国主義の登場によって、急速に崩壊していく。第1次世界大戦を通じて指導的地位に躍り出たアメリカ合衆国は、自由主義的な世界秩序の再編を目指したが、その具体化は、戦争の違法化・国際連盟の下での集団的安全保障体制および普遍的なレベルでの機能的国際機構の成立であった。ここでは、普遍主義的・自由主義的ではあるが、とりわけ国際機構を通じた制度化による人為的な世界再編が図られた。そうした再編の基礎となった差別的戦争概念への転換は、とりわけ中立原理を否定し、国家の人格ですら規範的に構成する点で、国際法の決定的な構造転換をもたらすものである。第2次世界大戦後の国際連合とブレトン・ウッズ機構も、基本的には、同じ秩序構想の現れということができよう。

こうした世界の普遍主義的編成は、一国社会における政治社会と経済社会の分離に類比できるものであり、冷戦崩壊後も、「憲法」秩序化を通じて活用が模索されている。しかし、テロと国家テロの横行に端的に示されるように、こうした統制だけで、巨大な格差を（再）生産している今日の世界を統御することはまず不可能である。したがって、とりわけ、大恐慌のような資本主義世界経済の収縮局面や、市場の無統制な世界展開が進んだ現在では、こうした普遍主義や自由主義に対する反発も強く現れることになるが、経済の立て直

しの単位は、もはや個別国民国家ではあり得ないというところに、広域秩序論や地域主義といった世界秩序構想が生ずる必然性がある。

このなかでまず注目されるのは、欧州連合を中心とするヨーロッパである⁷⁾。ここでは、市場を動かすコードとなる規格を域内で法的に設定し、とくに東方拡大を通じて獲得された巨大な消費市場を利用して、こうした規格の世界標準化が図り、これが域内規格に早期に対応できるヨーロッパ企業の世界市場における有利な地位につながるというプロジェクトが見いだされる。ヨーロッパは、また、国際刑事裁判所を通じて周辺世界の管理についてもイニシアチブを発揮している。つまり、ヨーロッパのプロジェクトは、広域秩序構想と機能主義をベースにしつつ、差別的戦争概念と結びついた世界政策も自らのうちに取り込んでいる。また域内では、新しい形の立憲主義が生まれ、グローバル・カヴァナンスのモデルともなっている。

他方、こうした試みの前途が必ずしも明るくないことは、最近のユーロ危機で露呈した。グローバル化した世界は、投機行動をも含む市場と直接的暴力といった私的権力の跳梁に、ほとんど無防備なのである。グローバル市場の統制のために、国家を単位としてきた私法秩序もグローバル化を模索している。国際投資協定の展開も⁸⁾、グローバルな企業活動の保障であると同時に、それを捕捉するために公式世界から投げられた最後の網かもしれない。しかし、そもそも、国家-政府間国際機構という公式の統御回路への回収という手法だけで十分といえるだろうか。抽象的だが、人間の尊厳といった理念と知恵に基づく世界的連帯の中にも、当面の抵抗力の淵源を求めなければならないであろう。

（おばた・かおる 名古屋大学教授）

1) その記念碑的著作は、松井芳郎ほか『国際法』（有斐閣Sシリーズ、1988年）である。

2) その批判として見よ：松田竹男「安保理の暴走（1）・（2・完）」法学雑誌（大阪市立大学）56巻1号1頁以下、2号270頁以下（2009年）。

3) それは、イラクによるクウェート侵略・占領に対する国連の対応についての、当初の「期待」とその後の「裏切られた」という意識に、すでに示されていた。見よ：松井芳郎『湾岸戦争と国際連合』（日本評論社、1993年）5頁。

4) 戦後日本の世界秩序構想のハイブリッドな淵源については、さしあたり参照：拙稿「降伏と占領管理の中の秩序構想」酒井哲哉編『日本の外交 第3巻 外交思想』（岩波書店、2013年）203頁以下、218-220頁。

5) その基礎の大部分を占めるのは、カール・シュミットと祖川武夫の筆者なりの解釈である。

6) 参照：西平等「神の正義と国家の中立」思想1020号（2009年）52頁以下。

7) とりわけ参照：遠藤乾『統合の終焉』（岩波書店、2013年）。

8) さしあたり参照：小寺彰編『国際投資協定』（三省堂、2010年）。